

めだか親子教室 Q&A

Q1 どんなお子さんが通っていますか

A1 ことばが遅い、落ち着きがない、視線が合わない、指さしがみられない、やりとりができないなど発達や行動面が気になるお子さんや、障害の診断があるお子さんを対象にしています。保健センターの発達相談等で案内されることが多いです。療育の入り口になっています。

Q2 療育って何ですか

A2 もともとは医療と保育が合体したものとして生まれた言葉です。発達に遅れのあるお子さんや障害のあるお子さんの育ち、とくに身辺自立や対人面、コミュニケーションを支援しています。めだか親子教室の療育は訓練や子育て広場とは違います。12～13人のクラス集団で担任の先生やお友だちと様々なあそびや活動を経験し、その積み重ねの中で「やってみたい」という意欲を高め、「一緒にしよう」と身近な大人やお友だちに要求を出しながら遊ぶ力、取り組む力を大切にしています。

～ めだか親子教室で使うおもちゃや遊具です ～



←ままごとあそびです。包丁で切ったり、料理を作ったりと、子どもたちが大好きなあそびです。

→全身を使ってあそべるよう工夫しています





←職員の手作りです。ボールを入れて転がして遊びます。お友だちと取り合いになった時は“かして”のサインを覚えるチャンスです。

→職員の手作りです。アンパンマンのパズルです



←職員の手作りです。中にはキラキラ光るビーズが入っており、転がしたり、持って遊びます。

Q3 保護者への支援はありますか

A3 親子で参加していただきますので、お子さんの発達等で気になることがあればその都度ご相談に応じています。お子さんへの関わり方がわからない時も職員と一緒に遊びながら保護者の方に伝えていきます。福祉サービスなどの学習会の実施や進路相談、個人懇談も実施しています。

Q4 何歳から通えますか

A4 2歳児(4月1日時点で満2歳に達しているお子さん)中心です。2歳児であっても、歩行不安定で集団参加に危険が見込まれるお子さんは待機になる場合があります。3歳児のお子さんの申し込みは可能ですが、集団保障の観点から、こども園・幼稚園等に入園されていない(在籍園がない)お子さんを優先しています。定員を超える申し込みがあった場合は選考になります。

Q5 何曜日にやっていますか。曜日は選べますか。

A5 毎年4月～9月、10月～3月の半期制で、市内2か所で実施しています。

南めだか教室(光明池)…月水木の10時～12時

北めだか教室(上野芝)…月火水木金の10時～12時

曜日は選べません。お子さんのご様子によってクラス分けしていますので、事前面談でも都合の悪い曜日だけ教えてください。

Q6 駐車場はありますか？/車がないのですが、公共交通機関以外に通う方法はありますか？

A6 南めだか教室、北めだか教室ともに駐車場と駐輪場がありますのでご利用ください。

また、ターミナル方式でめだか教室用の送迎バスをご利用いただけますので、ご希望の方は事前面談で教えてください。

南めだか教室…美原区役所発→東区役所前→中区役所前→光明池駅経由

北めだか教室…南海本線堺駅発→三国ヶ丘駅経由

事前面談に通園バスをご利用いただくことはできません。

Q7 保護者が妊娠していても参加できますか

A7 産前・産後4週は母体保護の観点から参加をご遠慮いただいています。教室をお休みいただくか、家族の他の方に代わってもらってください。

Q8 きょうだいを連れて行けますか？

A8 保護者の方には付き添いではなく、遊びに参加してもらっています。できる限り、ごきょうだいは預けて来てください。

<参考>

堺市一時預かり事業

<http://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/hughug/mokuteki/azuketai/hoikuservice/service/index.html>

堺市ファミリーサポートセンター <http://www.sakai-syakyo.net/famisupo>

どうしても預け先がない場合は、首が座っている0歳4ヶ月～1歳未満のお子さんに限り同伴可能ですが、基本的には抱っこなどで安全面の配慮・責任は保護者でお持ちください。

※感染予防の観点から同伴をお断りする場合があります。

Q9 子どもがケガをしたらどうなりますか

A9 極力、お子さんの安全確保に努めますが、ケガがまったくないとは言えません。利用されるお子さんは傷害保険に加入します。保護者、同伴のきょうだいは対象になりません。

Q10 利用料金は必要ですか

A10 おやつ代・教材代として月300円をいただいています。バス代、保険代など別途必要なお金はありません。

Q11 教室の様子を見学できますか

A11 見学は実施しておりません。

Q12 障害児通所受給者証が必要ですか

A12 必要ありません。障害児通所受給者証(以下)をお持ちの方は対象外です。
療育手帳や精神保健福祉手帳とは別ですので、ご注意ください。

これ↓をお持ちの方は対象外になります

様式第4号の4(甲)(第3条の4関係)

(一) 通所受給者証		(二) 障害児通所受給者証の給付決定内容	
受給者証番号		支拂の種類	児童発達支援
通所指定施設番号		支給量等	23日/月
居住地		給付決定期間	令和元年11月1日から令和2年3月31日まで
フリガナ		支拂の種類	
氏名		支給量等	
生年月日	年 月 日	給付決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
フリガナ		予備欄	
氏名			
生年月日	年 月 日		
交付年月日	年 月 日		
支給市町村名及び印	堺市長 印		

Q13 医師の診断を受けられますか

A13 ご希望の方には発達や療育について相談できる診療所(つぼみ診療所・もず診療所)の受診をご案内しています。診察の際にご相談ください。

Q14 仕事をされていて平日のめだか教室には通えません。他に利用できるものはありますか

A14 土曜日クラブ、園庭開放を実施していますので、ご利用ください。

堺市社会福祉事業団のHPにご案内を掲載しています。

<http://www.scswa.jp/1.0.top/top.html>

また、あい・すてーしょんでは個別相談や在籍園へのアドバイス(施設支援)を実施しています。障害児通所受給者証を持っていない方が対象です。

ご希望の場合、受付は療育の窓 おおぞら(072-294-7943)でしております。